

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	汚染土壌処理業の更新許可			
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第22条第4項			
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)			
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)			
審査基準	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準については、以下の法令に規定。 土壌汚染対策法第22条 4 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 5 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。			
	審査基準 設定年月日	平成26年12月19日	審査基準 最終変更年月日	平成26年12月19日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して60日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)			
標準処理期間 設定年月日	平成26年12月19日	標準処理期間 最終変更年月日	平成26年12月19日	
所管部署	環境部 環境保全課			
備考				

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。